

# 事業概要

平成19年度版



奈良県食品衛生検査所

## はじめに

消費者の食の安全・安心に関する関心が高まるなか、食品の偽装問題等消費者を不安にさせる問題が多発しています。

当県は、このような状況のもと、より一層食品の安全・安心確保を図る具体的かつ効果的な対応のため、県民への安全・安心な食品の提供を目的として、総合的な安全・安心確保対策の根幹となる「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」を策定しました。この基本方針に基づいて食品の安全確保のための施策に取り組んでいます。

当所の市場食品検査課は、奈良県中央卸売市場で流通する食品等の監視指導および収去検査を実施しています。また、食肉検査課は、奈良県食肉流通センターでのと畜検査と大規模食鳥処理場における食鳥検査および衛生指導を実施しています。

なお、食肉の安全性確保の上で欠かせないBSE対策については、以前から課題のひとつになっており懸案でもありました牛と殺時のピッシングについて、と畜場関係者の協力を得て、本年3月に円滑に中止することができました。国においてはBSE検査の検査対象月齢を21月齢以上としましたが、本県においては今年度も引き続き全頭検査をおこなうこととしています。

今後も検査体制を充実し、関連機関との連携の強化を図り、県民に安全で安心のできる食品を提供できるように努めます。

ここに、平成19年度の事業概要を作成したので、ご高覧いただければ幸いです。

平成20年8月

奈良県食品衛生検査所

所長 井上凡己

# 目 次

## I 検査所の概要

1 経緯	1
2 組織機構	2
3 施設の概要	3
(1) 食肉検査課	4
(2) 市場食品検査課	5
4 主要検査備品等	6
(1) 食肉検査課	6
(2) 市場食品検査課	9

## II 検査業務の概要

1 食肉検査課	11
(1) 食肉検査	11
ア と畜検査頭数	11
イ 過去10年間のと畜検査頭数	12
ウ と畜検査の結果に基づく処分状況	13
エ 原因別全部廃棄頭数	14
オ 系統別疾病状況	14
カ 精密検査	17
(2) 食鳥検査	20
ア 月別・入荷先府県別検査羽数	20
イ 過去10年間の食鳥検査羽数	22
ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況	22
エ 精密検査(微生物・病理)及び検査結果について	24
オ 食鳥処理場の衛生検査及び指導について	24
カ 食鳥肉の残留有害物質モニタリング検査の実施	24
キ 鳥インフルエンザ(スクリーニング)検査の実施	24
ク その他食鳥検査員(日々雇用職員)会議の実施	24
2 市場食品検査課	25
(1) 監視指導	25
(2) 食品等の試験検査	25
ア 収去検査	25
イ 収去以外の検査	28

(3)	違反食品、県指導基準不適合食品 .....	28
(4)	苦情・相談 .....	29
(5)	その他 .....	29
ア	貝毒情報による監視 .....	29
イ	一斉取締等 .....	29
ウ	中央卸売市場食品衛生協会の支援 .....	29
III	調査研究	
1	研究発表 .....	30
2	研修・講演会等への参加 .....	31
3	その他の事業 .....	32
(1)	職員の安全衛生管理 .....	32
(2)	学術研究調査用の検体採取への協力 .....	32
(3)	と畜関係者に対する衛生指導 .....	32
IV	参考資料	
1	条例・規則等 .....	33
2	奈良県食肉流通センターの概要 .....	37
3	食鳥処理場の概要 .....	38
4	奈良県中央卸売市場の概要 .....	38
5	と畜に関する料金一覧表 .....	39
6	食鳥検査手数料 .....	39
案内図	.....	40
配置図		
1	奈良県食肉流通センター .....	41
2	奈良県中央卸売市場 .....	42

# I 検査所の概要

## 1 経緯

昭和 2年～ 6年	県内9カ所に市町村営のと畜場許可
昭和38年	関係8市町長から知事あてに県営と畜場建設陳情
昭和42年	と畜検査員連名により、県に対し近代的と畜場建設の陳情
昭和52年 4月	衛生部環境衛生課食品獣疫係に市場食品衛生検査室を新設、勤務場所は奈良県中央卸売市場管理棟
昭和52年 5月	奈良県中央卸売市場開場
昭和53年 4月	衛生部に「と畜場整備統合建設促進協議会」を設置 (事務局;環境衛生課)
昭和54年 4月	農林部に所管事務を移管し、「食肉流通センター建設促進協議会」に改称(事務局;畜産課)
昭和58年 4月	衛生部環境衛生課市場食品衛生検査係に改称
昭和61年 3月	「財団法人奈良県食肉公社」設立
平成 2年 3月30日	「奈良県食品衛生検査所設置条例」公布
平成 2年12月 6日	「奈良県食肉流通センター」開場(開設者:財団法人奈良県食肉公社)既存の5市町営と畜場閉鎖 「奈良県食品衛生検査所」発足(食肉検査課、市場食品検査課の2課3係制、職員12名) 奈良県食肉流通センター管理棟2階に仮事務所、処理棟2階に仮検査室設置
平成 3年 2月 5日	食肉地方卸売市場開場
平成 3年 4月 1日	奈良県食品衛生検査所を「かい」に指定
平成 3年 9月14日	奈良県食品衛生検査所新築工事着手(食肉検査関係)
平成 4年 3月31日	奈良県食品衛生検査所新築工事竣工(食肉検査関係)
平成 4年 4月 1日	食肉検査課に第三係(食鳥検査担当)新設
平成 4年 4月13日	奈良県食品衛生検査所新庁舎での業務開始 仮事務所は閉鎖し、仮検査室は改装し、現場検査室として使用
平成 5年 3月29日	奈良県食品衛生検査所設置条例一部改正(食鳥検査業務を位置づけ)
平成 5年 5月	食鳥検査室を検査所一階に設置
平成 6年 4月 1日	保健環境部と農林部との部間人事交流が始まる
平成 8年 5月	検査所3階に女性用更衣室及び浴室の設置 処理棟2階に現場検査用女性更衣室及び便所の設置
平成11年 4月 1日	食肉検査課第三係を第一係、第二係に統合し庶務係新設
平成13年10月	BSE 検査室設置(旧食鳥検査室)
平成13年10月18日	BSE スクリーニング検査(エライザ法)開始
平成14年 4月	研修室を食鳥検査室に改修

## 2 組織機構

### (1) 主旨

財団法人奈良県食肉公社が大和郡山市丹後庄町に設置すると畜場(奈良県食肉流通センター)に係ると畜検査その他と畜場法に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び奈良県中央卸売市場における食品衛生法に基づく事務を分掌させるため、奈良県食品衛生検査所を設置する。

### (2) 根拠法令

奈良県食品衛生検査所設置条例(平成 2 年 3 月 30 日奈良県条例第 22 号)

### (3) 名称及びその位置

名 称	位 置
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉流通センター内

### (4) 課の名称及びその位置

名 称	位 置
食肉検査課	大和郡山市丹後庄町475-1 奈良県食肉流通センター内 TEL 0743-56-8345 (代)
市場食品検査課	大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場内 TEL 0743-56-7007 (代)

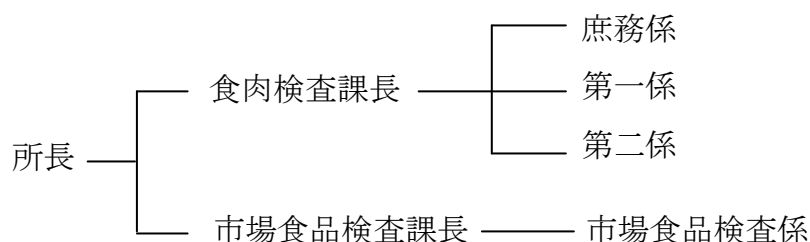
### (5) 機構(平成 20 年 4 月 1 日現在)

ア 人員 正職員 15 名

日々雇用職員 9 名(食鳥検査員 7 名、と畜検査補助 1 名、事務補助 1 名)

イ 組織

福祉部健康安全局 ———— 食品・生活安全課 ———— 食品衛生検査所



### (6) 設置期日

ア 発足 平成 2 年 12 月 6 日

イ かい 平成 3 年 4 月 1 日

### 3 施設の概要

#### (1) 食肉検査課

##### ア 規模構造等

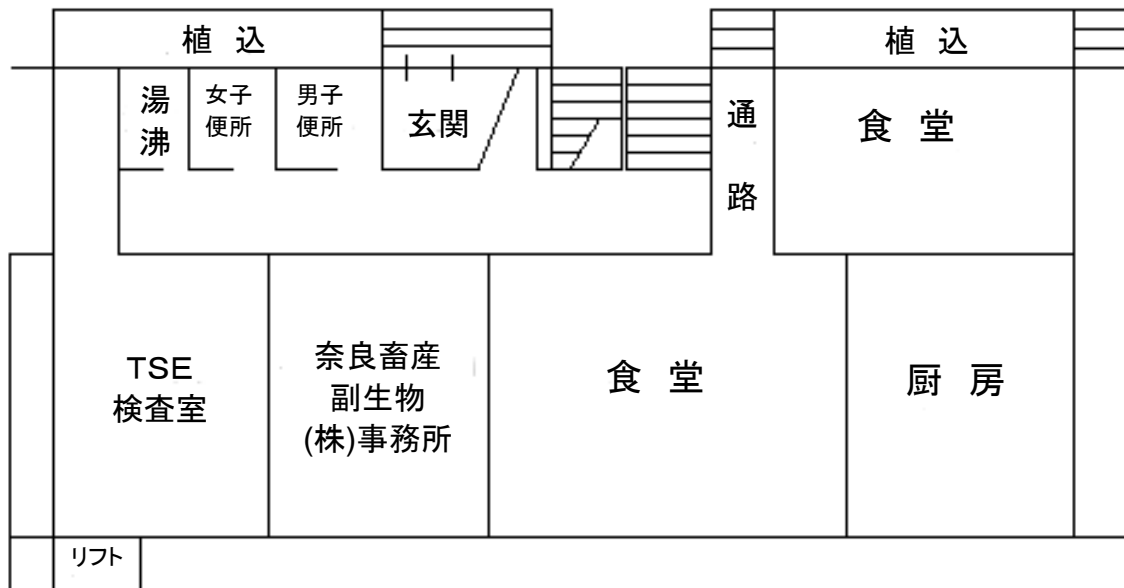
構造 鉄骨造 3階建

建物面積 264.45 m<sup>2</sup>

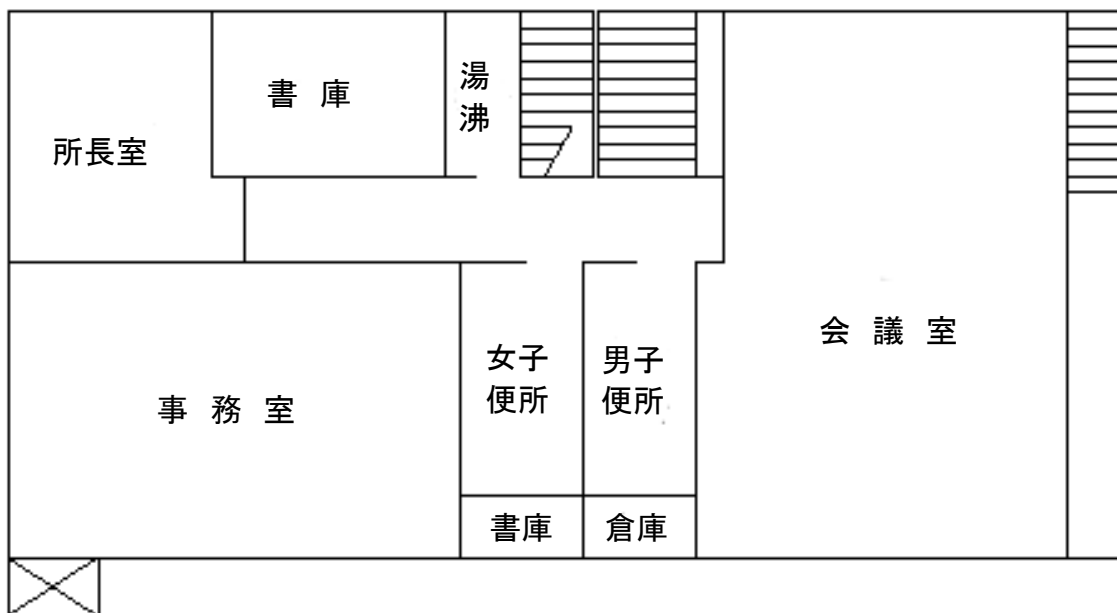
延床面積 775.02 m<sup>2</sup> (1F 261.34 2F 256.84 3F 256.84)

##### イ 平面図

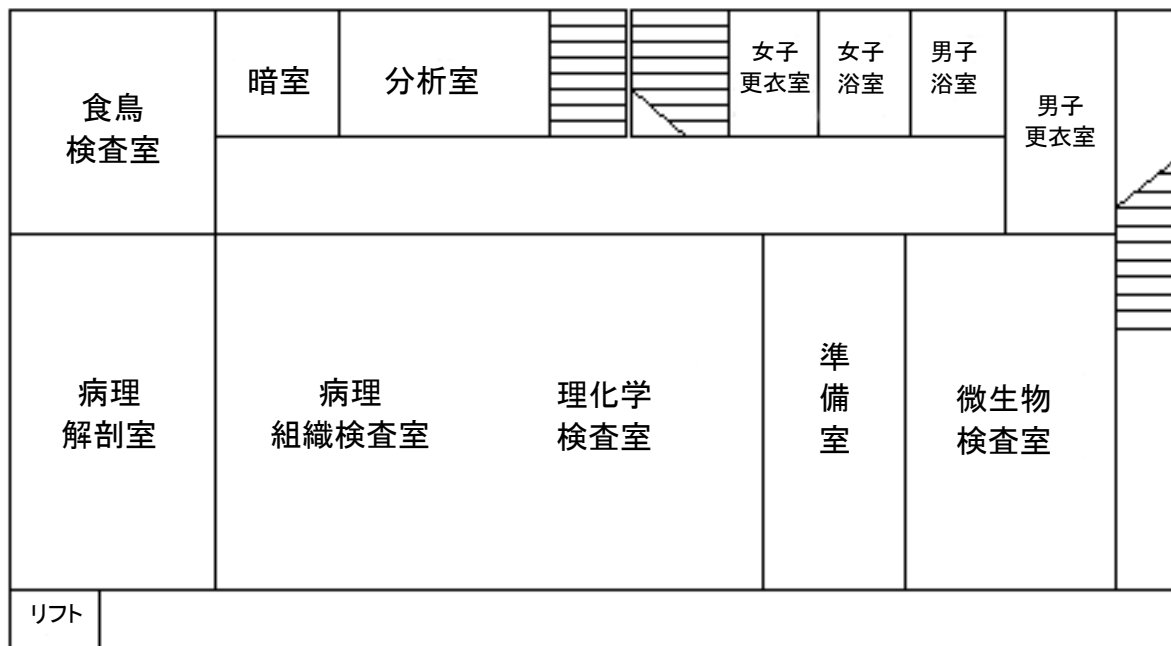
#### (7) 1階 TSE検査室及び食肉流通センター関係施設



#### (イ) 2階 事務所 所長室 会議室等



(ウ) 3階 検査室等



1階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
TSE 検査室	38.45
その他	222.89

2階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
事務室	57.60
所長室	21.95
会議室	106.10
書庫	10.00
書庫	3.51
便所	19.11
倉庫	4.68
廊下・階段等	30.35
その他	3.54

3階

室名等	面積(m <sup>2</sup> )
微生物検査室	39.00
理化学検査室	30.60
病理組織検査室	37.50
病理解剖室	22.20
準備室	18.00
食鳥検査室	19.30
暗室	6.75
分析室	10.50
女子浴室・更衣室	10.38
男子浴室	8.12
男子更衣室	14.60
廊下・階段等	36.35
その他	3.54



## (2) 市場食品検査課

### ア 位置

奈良県中央卸売市場管理棟 3階

### イ 規模構造

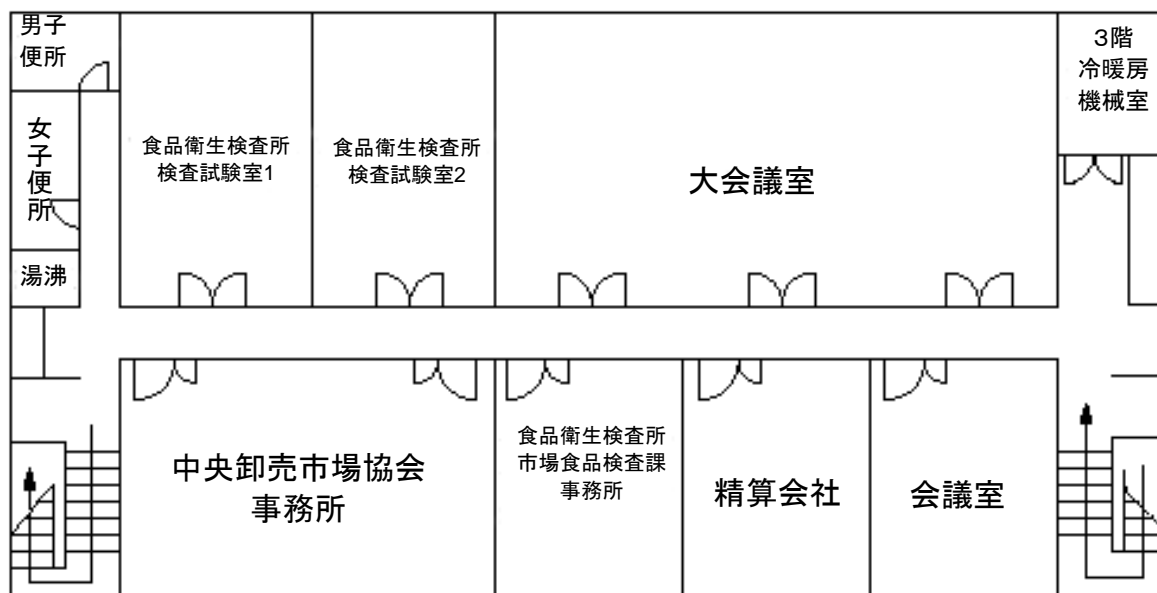
鉄骨造り 3階建

建物面積 684.5 m<sup>2</sup> 延べ床面積 2,470 m<sup>2</sup>

### ウ 建物概要

- 1階 南都銀行 レストラン 見学者コーナー
- 2階 開設者事務所及び診療所
- 3階 会議室 精算会社 市場協会事務所  
市場食品検査課(使用面積 228 m<sup>2</sup>)

### エ 3階平面図



## 4 主要検査備品等

### (1) 食肉検査課

#### ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
臨床屈折計	04-670-0	(株)エルマ	1
PHメーター	カスターニ F-12	日立堀場	1
フリーザー付薬品用冷蔵庫	MPR-211	サンヨー	1
ヘマトクリット用遠心器	H-1200B	国産	1
自動血球計数装置	F-500	東亜	1
スポットケム	TMSP-4420	京都第一科学	1
オートマチック電子恒温水槽	T-105	トーマス	1
超高速ホモジナイザー	BM-1 型	日本精機	1
ホットプレート&スターラー	PC-320	井内	1
ロータリーエバポレーター	N-1000S	東京理化学機器	1
デシケーター	11-9941-01NBG-3 型		1
電気泳動装置	SF-51156 他一式	アトー	一式
薄層クロマトグラフ	HC-20	アドバンテック東洋	1
電子分析天秤	AEG-220	島津	1
電子上皿天秤	BD-1201	日本シイベルヘグナー	1
ガスクロマトグラフ	GC-12APF	島津	1
卓上遠心器	H-103N	国産	1
ドラフトチャンバー	DE-211K	ダルトン	1
万能シェイカー	V-SX	イワキ産業	1
低温循環水槽	クールマンパル C-302	シバタ	1
オイルバス	OS-180	ADVANTEC	1
高速液体クロマトグラフ			
ワークステーション	CLASS-LC10	島津	1
フォトダイオードアレイ検出器	SPD-M10Avp	島津	1
冷蔵庫	MR-15X(H)	三菱	1

#### イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
乾熱滅菌器	MOV-202S 型	サンヨー	1
高圧滅菌器	MLS-3000 型	サンヨー	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-260 型	サンヨー	2
恒温水槽	T-22 型	トーマス	1
純水製造装置	ピューリック・モデル S	オルガノ社	1
電子上皿天秤	EB-340H	島津	1
ピペット用超音波洗浄器	UT-55	シャープ	1
マグネチックスターラー	HS-3E	iuchi	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-210(GO)	三洋電機	1
超低温庫	MDF-192	三洋電機	1
試験管ミキサー	NS-8	井内	1
//	HM-10H	iuchi	1
顕微鏡	BX50	オリンパス	1
冷凍冷蔵庫	MR-C43CM-W	三菱	1
自動露出写真撮影装置	PM-10AK-1	オリンパス	1
カップドロッパー	ACD-400R	永井商会	1

品名	規格	メーカー	数量
超音波洗浄装置	UT-304F	シャープ	1
培地溶融器	RE-HL10	シャープ	1
空気還流式紫外線殺菌システム	AP60-FU エアロスクリーン	ナビス	1
クリーンベンチ	BGB-850-S	ダルトン	1
CO <sub>2</sub> インキュベーター	MCO-17AI	サンヨー	1
インキュベーター(冷凍機付)	MIR-153	サンヨー	1
恒温振とう水槽	NTA-3000	EYELA	1
DNA 増幅装置	GenneAmp PCR System 9700	パーキンエルマー	1
電気泳動ゲル撮影装置	AE-6911CX 型	アトー	1
マイクロ冷却遠心器	MODEL3740	クボタ	1
遠心分離器	H200NR	国産遠心器(株)	1

## ウ 病理検査用

品名	規格	メーカー	数量
クリオスタット	CM-501	サクラ	1
カラーテレビシステム	FCD-725-1	オリンパス	1
カメラ	OM-4Ti	オリンパス	1
ポラロイドカメラ	MB	日本ポラロイド社	1
マイクローム	TU-213-F160	大和光機	2
自動包埋装置	RH-12PM-1	サクラ精機	1
ティッシュ・テック包埋システム	4596	サクラ精機	1
水浴伸展器(ウォーター・バス)	PS-M	サクラ精機	2
電気パラフィン溶融器	PM-401-1	サクラ精機	1
パラフィン伸展器	PS-C2	サクラ精機	2
顕微鏡	BHB-331	オリンパス	1
〃	BH2-323	オリンパス	1
実体顕微鏡一式	SZ-6045	オリンパス	1
全自動写真撮影装置	PM-10ADS-3	オリンパス	1
落射蛍光顕微鏡	BH2-RFCA	オリンパス	1
無影灯	SH56C(CF)	山田医療照明	1
臓器撮影装置		ハイデックス	1
冷蔵庫	MR-CA42 J420	三菱	1

## エ TSE 検査用

品名	規格	メーカー	数量
卓上細胞破碎機(Fast Prep)	FP120	Q-BIOgene	2
バイオハザード対策用キャビネット	MHE-130AB3	サンヨー	1
インキュベーター	MIR-153	サンヨー	2
バイオメディカルフリーザー	MDF-U333	サンヨー	1
薬用冷蔵ショーケース	MPR-311D	サンヨー	1
微量高速冷却遠心機	MX-300	トミー	1
オートクレーブ	KS-323	トミー	1
〃	HA-300MIII	ヒラヤマ	1
マイクロプレートリーダー	Model 550 Microplate Reader	バイオラッド	1
マイクロプレートウォッシャー	Model 1575 Immunowash	バイオラッド	1
アルミブロック恒温槽	DTU-2B	タイテック	1
〃	DTU-2C	タイテック	1

品名	規格	メーカー	数量
電子天秤	BW320D	島津	1
Vortex ミキサー	Vortex Genie 2	Scientific Industries	1
超音波洗浄機	US-3	アズワン	1
クリーンベンチ	BGB-1300S	ダルトン	1

### オ 食鳥微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
顕微鏡	BHS-352	オリンパス	1
〃	CH-2	オリンパス	1
カメラ一式	OM-4TiB	オリンパス	1
恒温器(ふ卵器)	MIR-262	三洋	2
〃	MIR-252	三洋	1
冷蔵庫	MR-22M	三菱	1
〃	SJ-42TC	シャープ	1
電子上皿天秤	EB-330 S-A	島津	1
恒温水槽	T-22	トーマス	1
ホモジナイザー	MX-5	日本精機	1
高圧滅菌器	ES315	トミー	1
乾熱滅菌器	MOV-2125	サンヨー	1
ストマッカー	1400-T	オルガノ	1
試験管ミキサー	NS-8	ナビス	1
マグネチックスターラー	ST-10	科学共栄社	1
コロニーカウンター	DC-3	井内	1
ガスパック嫌気培養器	60626	科学共栄社	3
架台(ふ卵器)	MKD-300T	サンヨー	1
ポラロイドカメラ	スペクトラプロ	日本ポラロイド社	1
バイオフィーザー	GS-3065F3	日本フリーザー	1
遠心分離機	Centrifuge5417C	eppendorf	1
電話機	VE-R10J	ナショナル	1

### カ 共用

品名	規格	メーカー	数量
スライドプロジェクター	AF250	キャビン	1
洗濯機	AW-42C1	三菱	1
〃	ASW-42S3(H)	サンヨー	1
衣類乾燥機	PR-P40F	三菱	1
〃	CD-T3(H)	サンヨー	1
ワープロ	PWP-7SR	NEC	1
テレビ	25型トリニトロン KV-255DJ2	ソニー	1
ビデオデッキ	VHSハイファイビデオデッキ SLV-F10	ソニー	1
自動車	スバルサンバー(V-KV3)	スバル	1
〃	コロナバン R-ET176V	トヨタ	1
バキュームクリーナー	JA-400		1

## (2) 市場食品検査課

### ア 理化学検査用

品名	規格	メーカー	数量
遠心分離器	KN-30F	久保田	1
〃	H-103n	コクサン	1
塩分濃度計	SH-7	堀場	1
食品温度計	HP-5FS	アンリツ	1
〃	SK-250WP	SATO	1
ガスクロマトグラフ	GC-8A・CR-3A・OPGU	島津	1
紫外線検出器	SJ-1032A 型	ミツミ	1
純水製造装置	WG202 型	ヤマト	1
振とう器	SA-31	ヤマト	1
超音波洗浄装置	MU-622	シャープ	1
電磁攪拌器	MH-61	ヤマト	1
電子上皿天秤	ED-500-10 型	島津	1
〃	EY-3200A	メトラ	1
自動化学天秤	AX-120	島津	1
ドラフトチャンバー	DE-5 型		1
ピペット洗浄器	VT-55	シャープ	1
分光光度計	UV-160A	島津	1
PHメータ	HM-5B, HM-14P	東亜	2
サーモキサー	TM-101	サーモニクス	2
オートミキサー	M-21	ヤマト	2
ホモジナイザー		日本精機	2
ロータリーエバポレータ	SPC5031-12	柴田	1
放射温度計	530-01	YOKOGAWA	1
薬品保管庫	SU-5N	井内	1
高速液体クロマトグラフ	LaChrom Elite	日立	一式
ポンプ	L-2130	日立	1
UV 検出器	L-2400	日立	1
カラムオープン	L-2300	日立	1
クロマトインテグレータ	D-2500	日立	1

### イ 微生物検査用

品名	規格	メーカー	数量
インキュベータ	MIR-251 型	サンヨー	1
〃	IC-42	ヤマト	1
〃	CI-410	ADVANTEC	1
乾熱滅菌器	S5 型	白井松	1
生物顕微鏡	BH-2	オリンパス	1
実体顕微鏡	X-tr	オリンパス	1
高圧滅菌器	HA300M II	平山	1
〃	ES-215	TOMY	1
電動分注器	AUTOMACRO II	柴田	1
ふ卵器	IS-600	ヤマト	2
タッチミキサー	MT-51	ヤマト	2
ストマッカー	ストマッカー400	オルガノ	1
顕微鏡カラーテレビ装置一式		島津	1
恒温水槽	M-5	サーモニクス	1
〃	TR-2A	アズワン	1

品名	規格	メーカー	数量
恒温水槽	SBAC-11	島津	1
〃	TS-300	ADVANTEC	1
冷蔵庫	GR-2608TCG	東芝冷凍	1
〃	Whirlpool	ソニー	1
〃	MEDICOOL	サンヨー	1
コロニーカウンター	CL-560	柴田	1
熱風乾燥機	LC-222	タバイ	2
バイオフィリーザ	GS-5203AF3	日本フリーザ	1
純水製造装置	WS-33	ヤマト	1

#### ウ その他

品名	規格	メーカー	数量
カメラ	OM-1	オリンパス	1
自動車	REX	スバル	1
ファクシミリ	FAX-1550	ブラザー	1
洗濯機	ASW-42S3	サンヨー	1
衣類乾燥機	CD-T3	サンヨー	1

## Ⅱ 検査業務の概要

### 1 食肉検査課

#### (1) 食肉検査

##### ア と畜検査頭数

本年度の総と畜検査頭数は、8,339頭(前年度比202頭、2.5%増)であった。種類別頭数内訳は、肉用牛2,604頭(前年度比294頭、12.7%増)、乳用牛777頭(前年度比94頭、10.8%減)、馬1頭(前年度比2頭減)、とく2頭(前年度比1頭減)、豚4,954頭(前年度比13頭、2.6%増)、めん羊1頭(前年度比7頭減)、山羊0頭(前年度比1頭減)であった。

総と畜検査頭数に占める牛の比率は40.5%、豚の比率は59.4%であった。

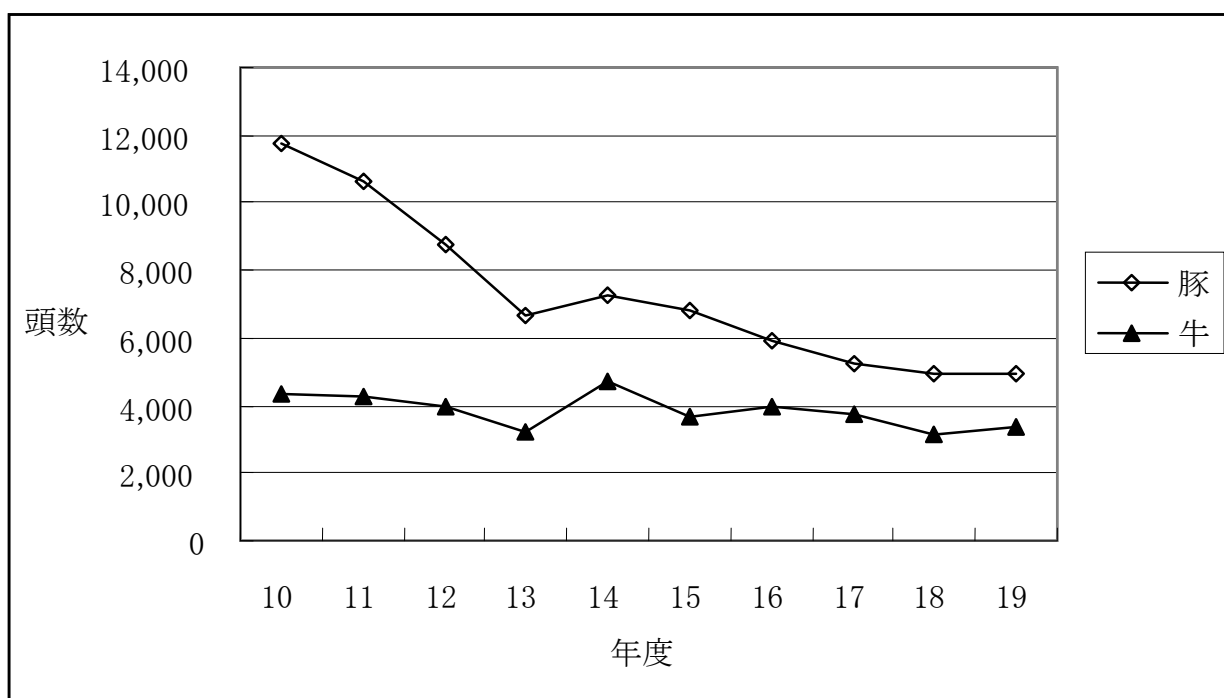
種類 月	肉用	乳用	小計	とく	馬	豚	めん羊	山 羊	合計	検査 日数
4	261 (3)	77 (3)	338 (6)	1	0	503	0	0	842 (6)	20 (2)
5	223 (2)	60 (7)	283 (9)	0	0	430	0	0	713 (9)	20
6	173 (0)	72 (5)	245 (5)	1 (1)	0	366	0	0	612 (6)	19
7	256 (2)	88 (8)	344 (10)	0	1	421	1	0	767 (10)	19 (1)
8	205 (0)	58 (7)	263 (7)	0	0	324	0	0	587 (7)	19
9	184 (0)	45 (9)	229 (9)	0	0	382	0	0	611 (9)	17 (2)
10	222 (1)	71 (10)	293 (11)	0	0	428	0	0	721 (11)	21 (1)
11	257 (0)	64 (6)	321 (6)	0	0	464	0	0	785 (6)	20
12	303 (2)	43 (3)	346 (5)	0	0	321	8	0	667 (5)	15 (1)
1	170 (1)	56 (1)	226 (2)	0	0	396	0	0	622 (2)	16 (1)
2	175 (1)	79 (2)	254 (3)	0	0	445	0	0	699 (3)	18 (1)
3	175 (0)	64 (7)	239 (7)	0	0	474	0	0	713 (7)	19
計	2,604 (12)	777 (68)	3,381 (80)	2 (1)	1	4,954	1		8,339 (81)	223 (9)

注 検査頭数の( )内は、病畜棟での検査頭数を再掲  
検査日数の( )内は、休日の検査日数を再掲

## イ 過去 10 年間のと畜検査頭数

と畜検査頭数は平成 9 年度以降減少傾向にあり、平成 19 年度の頭数は平成 10 年度のほぼ半分になり、平成 18 年度に次いで少なかった。牛の頭数は牛海綿状脳症(BSE)が我が国で発生した平成 13 年度以降変動はあるものの、全国的傾向と同様に減少傾向にあり、豚の頭数も同様に平成 18 年度に次いで少なく、平成 10 年度の約 42%であった。

種類 年度	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
	肉用	乳用	小計						
10	3,768	609	4,377	0	1	11,724	27	0	16,129
11	3,510	739	4,249	3	1	10,609	14	0	14,876
12	3,390	609	3,999	0	2	8,726	34	0	12,761
13	2,574	682	3,256	0	3	6,637	13	0	9,909
14	2,846	1,843	4,689	3	4	7,243	8	0	11,947
15	2,507	1,131	3,638	4	2	6,819	6	2	10,471
16	2,855	1,132	3,987	4	1	5,914	5	0	9,911
17	2,633	1,083	3,716	2	0	5,249	15	0	8,982
18	2,310	871	3,181	3	3	4,941	8	1	8,137
19	2,604	777	3,381	2	1	4,954	1	0	8,339





ウ と畜検査結果に基づく処分状況

牛の全部廃棄実頭数は5頭で、一部廃棄実頭数は2,098頭であった。豚の全部廃棄実頭数は15頭で、一部廃棄実頭数は4,688頭であった。疾病別頭数は、表のとおりで廃棄物はすべて場内で焼却した。

種別	検査頭数	処分内訳	処分実頭数	疾病別頭数																			計					
				細菌病						ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他疾病											
				炭そ	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸		水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮
牛	3381	禁止																										
		全部廃棄	5														1	2	2									5
		一部廃棄	2098												9					3					1279	464	1140	2895
とく	2	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄	2																						2		2	4
馬	1	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄	1																						1			1
豚	4954	禁止																										
		全部廃棄	15	5													6	4										15
		一部廃棄	4688																						3750	1683	2357	7790
めん羊	1	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
山羊	0	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										

## エ 原因別全部廃棄状況

全部廃棄とした頭数は 20 頭(前年度比 7 頭増)であった。種類別では、牛 5 頭(前年度比 6 頭減)、豚 15 頭(前年度比 13 頭増)であった。

疾病別内訳は、膿毒症 6 頭、敗血症 5 頭、高度の黄疸 2 頭、尿毒症 2 頭、豚丹毒 5 頭であった。

種類 疾病名	牛			豚	合計
	肉用	乳用	小計		
膿毒症			0	6	6
敗血症		1	1	4	5
尿毒症	2		2		2
高度の黄疸	1	1	2		2
豚丹毒				5	5
計	3	2	5	15	20
実頭数	3	2	5	15	20

## オ システム別疾病状況

牛では延べ 5,566 件で、その内訳は消化器系 29.8%、呼吸器系 24.3%、循環器系 6.5%、泌尿生殖器系 21.4%、運動器系 15.8%、細菌病 0.1%、寄生虫病 0.2%、奇形 1.9%であった。廃棄の原因は、筋肉・皮下出血 10.9%、腸間膜脂肪壊死 7.9%、肺炎 6.7%、血液吸入肺 6.3%、胸膜炎 5.4%の順に多かった。

豚では延べ 10,408 件で、その内訳は消化器系 19.7%、呼吸器系 57.0%、循環器系 4.0%、泌尿生殖器系 12.3%、運動器系 2.8%、細菌病 1.2%、奇形 2.9%、であった。廃棄の原因は、肺炎 27.3%、血液吸入肺 19.9%、間質性肝炎 16.0%、腎炎 10.7%、胸膜炎 8.3%の順に多かった。

区分	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
検査頭数	3,381	2	1	4,954	1	0	8,339
消化器系	胃炎	44			1		45
	胃腸膿瘍	33			2		35
	小腸炎	6			8		14
	大腸炎	5			8		13
	腸気泡症				4		4
	腸間膜脂肪壊死	422					422
	腸間膜水腫	1					1
	腹膜炎	4			9		13
	実質性肝炎	2			8		10
	間質性肝炎				1,662		1,662
	肝包膜炎	267			312		579
	肝膿瘍	186			6		192
	肝富脈斑	79					79
	肝脂肪変性	6			2		8
肝硬変	27			16		43	

	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
胆管炎	30						30
鋸屑肝	159						159
肝うっ血	10			2			12
肝出血	124			6			130
退色肝	44			1			45
肝リポフスチン沈着症							0
増殖性好酸球性小葉間静脈炎	48						48
膵炎							0
膵脂肪壊死	104						104
膵水腫							0
膵石	5						5
炎症その他	48			2			50
変性その他	4			4			8
腫瘍							0
小計	1,658	0	0	2,053	0	0	3,711
呼吸器系							
肺炎	375	1	1	2,840			3,217
胸膜炎	299	1		861			1,161
肺膿瘍	32			160			192
肺気腫	109	1					110
肺水腫							0
気管支炎	42	1		2			45
気管支拡張症	1						1
血液吸入肺	352			2,069			2,421
異物吸入肺	68						68
萎縮性鼻炎							0
横隔膜膿瘍	67			1			68
炎症その他	3						3
変性その他	3			1			4
腫瘍							0
小計	1,351	4	1	5,934	0	0	7,290
循環器系							
疣状性心内膜炎(疣心)	1						1
心外膜炎	41			293			334
心内膜炎(疣心を除く)	1						1
心リポフスチン沈着症	1						1
心筋出血							0
心冠部水腫							0
脾うっ血	1			2			3
とさつ脾	243			2			245
脾膿瘍	4			2			6
脾包膜炎	11			24			35
リンパ節炎	48			84			132
炎症その他				5			5
変性その他	10			2			12
腫瘍							0
小計	361	0	0	414	0	0	775
泌尿器系							
腎炎	260	1		1,111			1,372
腎梗塞	11			118			129
腎膿瘍	6						6
腎結石	2						2
腎盂腎炎	4						4

	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	7						7
	80	1		35			116
	98						98
	17						17
	255						255
	168			1			169
	7						7
	20						20
							0
	32			4			36
	29						29
	1			1			2
	167						167
	22			10			32
	6			2			8
							0
	1,192	2	0	1,282	0	0	2,476
運動器系	607			191			798
	72			1			73
	124			3			127
	30			67			97
	7						7
	1			1			2
	4						4
	32			19			51
	5			8			13
				2			2
	882	0	0	292	0	0	1,174
細菌病				125			125
							0
	7						7
							0
	7	0	0	125	0	0	132
寄生虫病	9						9
	2						2
							0
							0
				2			2
	11	0	0	2	0	0	13
奇形	10						10
	73			299			372
	21			7			28
	104	0	0	306	0	0	410
その他							0
							0
							0
	0			0			0
合計	5,566	6	1	10,408	0	0	15,981

## カ 精密検査

安全な食肉を供給するため、現場検査の解剖所見で判定困難な疾病について精密検査（理化学、微生物及び病理等の検査）を実施した。

実施頭数は101頭で、全と畜頭数の1.21%であった。その内訳は牛85頭、豚16頭で、それぞれのと畜検査頭数の2.67%、0.32%であった。

### (7) 理化学検査

#### A 血液等の理化学検査

尿毒症および高度の黄疸の疑いのある獣畜について、血液、肝臓および筋肉の尿素窒素量および総ビリルビン量を測定し、全国食肉衛生検査所協議会理化学部会の基準に照らして判断の材料とした。

牛5頭について尿毒症を疑い、うち2頭を尿毒症として全部廃棄とし、牛4頭について高度の黄疸を疑い、うち2頭を高度の黄疸として全部廃棄とした。また、白血病の疑いのある牛について、白血球数を測定した。

#### B 残留有害物質モニタリング検査

平成19年4月2日付け食安監発第0402005号「平成19年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について」及び同別添「同検査実施要領」により、と畜場において牛肉及び豚肉を、食鳥処理場において鶏肉を収去し、下記のとおり検査を実施した。

抗生物質等名	食品名	検体数			違反数		
		筋肉	腎臓	肝臓	筋肉	腎臓	肝臓
抗菌性物質※	牛肉	5	5	5	0	0	0
	豚肉	6	6	6	0	0	0
	鶏肉	3	3	3	0	0	0
オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	牛肉	5	5	5	0	0	0
	豚肉	6	6	6	0	0	0
	鶏肉	3	3	3	0	0	0
イベルメクチン	牛肉	5	5	5	0	0	0
	豚肉	6	6	6	0	0	0
フルベンダゾール	豚肉	6	6	6	0	0	0
	鶏肉	3	3	3	0	0	0
ナイカルバジン	鶏肉	3	3	3	0	0	0

※ 牛肉：スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメキシシ、スルファジメキシシ、スルファキノキサリン、オキシリン酸、チアンフェニコール

豚肉：スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメキシシ、スルファジメキシシ、スルファキノキサリン、オキシリン酸、チアンフェニコール、ジフラゾン、フラグリドン、オルメプリム、トリメプリム、ピリメタミン

鶏肉：スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメキシシ、スルファジメキシシ、スルファキノキサリン、オキシリン酸、チアンフェニコール、オルメプリム、トリメプリム、ピリメタミン

C 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

平成19年4月9日付け食安監発第0409002号「平成19年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査等について」及び同別添「牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査実施要領」により、下記のとおり検査を実施した。

〈春期検査〉

	検査月日	頸椎周囲	外側腹部
1	5月14日	0	0
2		0	0
3		0	0
4	5月21日	0	0
5		0	0
6		0	0
7	5月28日	0	0
8		0	0
9		0	0
10	6月4日	0	0
11		0	0
12		0	0

〈秋期検査〉

	検査月日	頸椎周囲	外側腹部
1	9月17日	0	0
2		0	0
3		0	0
4	9月24日	0	0
5		0	0
6		0	0
7	10月1日	0	0
8		0	0
9		0	0
10	10月8日	0	0
11		0	0
12		0	0

※ 結果は、ふき取り検体中に含まれるGFAP量を残留度に換算した数値  
 100cm<sup>2</sup>当たりのGFAP量が 3ng未満(残留度0) 3ng以上6ng未満(1) 6ng以上9ng未満(2)  
 9ng以上12ng未満(3) 12ng以上(4)

(イ) 微生物検査

A と畜場法および獣畜の疾病に関する検査

①細菌学的検査

種別	精密検査理由	検査頭数	結果	
			全部廃棄	検査合格
牛	敗血症	1	1	0
豚	豚丹毒	7	5	2

◆ 敗血症の詳細は以下の通り

解体日	動物種	分離菌種	菌分離臓器
H19.6.13	牛	<i>Arcanobacterium pyogenes</i>	疣、筋肉膿瘍

※疣:心臓弁膜病変部

◆ 豚丹毒(関節炎型)の年度別検出推移は以下の通り

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19
豚丹毒(関節炎型)陽性数	3	3	9	9	1	5
と畜頭数に占める割合	0.04%	0.04%	0.15%	0.17%	0.02%	0.10%

② トキソプラズマ抗体調査

と畜場に搬入された豚について10養豚場(各5頭)計50頭について採血を行い、トキソプラズマの抗体価を測定した。その結果、1頭に陽性反応が認められた。

B 食品衛生法および衛生管理に関する検査

① 衛生管理に関する検査

牛、豚枝肉の拭き取り検査を行い、枝肉の微生物汚染の実態を調査し、衛生教育の資料として活用した。

また、搬入家畜の糞便検査を実施し、各保菌率についても調査した(下表参照)。更に、牛胆汁中のカンピロバクター保菌率についても調査を実施した(10検体→4検体から*Campylobacter jejuni*を検出)。

( )内は陽性検体数

種別	検体	一般生菌数	大腸菌群数	O157	サルモネラ	エルシニア
牛	枝肉ふきとり	72	96	27 (0)	29 (0)	
	糞便					
豚	枝肉ふきとり	78	102		25 (0)	19 (0)
	糞便					
合計		150	198	27 (0)	54 (0)	19 (0)

② 残留抗生物質に関する検査(簡易法)

厚労省通知に基づき、牛5頭、豚9頭について収去検査(モニタリング検査)を実施した。牛5頭、豚9頭(計28検体)すべて陰性であった。

(ウ) 病理検査

全身性疾病を疑う個体について、病理解剖学および組織学的に精密検査を実施した。その結果、他の検査成績とも併せて全部廃棄措置となったのは、牛5頭、豚10頭の計15頭であった(以下の表)。その他、限局的に認められた病変についても病理組織学的に検索し、検査結果に反映させた。

畜種	疾病名	月												合計(頭)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
牛	敗血症			1										1
	尿毒症		1						1					2
	黄疸				1				1					2
豚	敗血症				1				1		1		1	4
	膿毒症				2			1	2	1				6

(イ) 伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査

A 牛のスクリーニング検査

平成13年10月18日からスクリーニング検査を実施し、平成16年に1頭BSE検査陽性牛を摘発した。平成19年度のスクリーニング検査結果は、すべて陰性であり、月別検査頭数は下表のとおりであった。

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
17年度	371	328	269	304	333	305	353	344	426	226	210	249	3,718
18年度	351	259	221	296	227	225	266	293	345	216	247	238	3,184
19年度	339	283	245	344	264	229	293	321	346	225	255	239	3,383

## B めん羊・山羊のスクリーニング検査

平成17年10月1日から12ヶ月齢以上のめん羊および山羊のスクリーニング検査を実施している。平成19年度のスクリーニング検査結果は、すべて陰性であり、月別検査頭数は下表のとおりであった。

### めん羊

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	6
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
19年度	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

### 山羊

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 食鳥検査

管内には、大規模食鳥処理場が1施設(天理市)あり、平成19年度の年間処理羽数は、595,890羽(成鶏とブロイラー(特殊鶏))、稼働日数は302日であった。

当施設は、外剥法によるテーブル解体方式で、早朝より近畿圏内等の養鶏場から鶏を集め、その日に処理作業を開始。処理後のとたいはチラー冷却後、そのまま一昼夜冷蔵保存し、翌日から食鳥とたいのテーブル解体処理を実施。食鳥検査は、検査所及び日々雇用検査員(県獣医師会所属)によって実施され、精密検査及び衛生検査等は検査所で実施した。

### ア 月別・入荷先府県別検査羽数

#### (ア) ブロイラー(特殊鶏)

検査羽数は10,435羽(対前年度2,010羽、16.2%減)であり、月別検査羽数は12月が最も多く、反対に1月から3月にかけて少なかった。他の月はそれほど差はなかった。

#### (イ) 成鶏

検査羽数は585,455羽(対前年度11,606羽、2%減)であった。月別による検査羽数は、12月が75,172羽と多かったが、逆に11月は23,593羽と少なかった。入荷先を府県別に見ると、三重県、奈良県、和歌山県の順で、県内からの搬入は23.6%であった。



月	ブロイラー	成鶏 計	奈良県	滋賀県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	岡山県	その他
4	1,120	56,440	2,245	6,965	25,525	13,970	0	3,460	4,275	0	0
5	780	54,365	6,835	8,091	21,740	487	545	4,575	12,092	0	0
6	1,050	58,755	24,215	2,265	4,175	13,695	167	4,750	9,488	0	0
7	805	44,341	12,262	5,254	25,956	109	760	0	0	0	0
8	960	41,310	10,547	7,860	13,045	441	0	5,344	4,073	0	0
9	860	41,920	11,770	5,533	13,905	587	100	2,875	5,155	0	1,995
10	830	35,950	2,554	6,228	11,896	511	546	0	10,039	2,186	1,990
11	760	23,593	6,850	3,759	3,505	5,806	588	3,085	0	0	0
12	1,130	75,172	22,601	599	26,812	4,733	0	3,393	17,034	0	0
1	670	56,513	13,506	2,777	7,861	8,400	0	0	23,969	0	0
2	740	42,088	6,915	4,680	15,676	608	0	10,565	3,644	0	0
3	730	55,008	17,961	4,610	3,193	9,332	389	13,755	5,768	0	0
計	10,435	585,455	138,261	58,621	173,289	58,679	3,095	51,802	95,537	2,186	3,985
		100.00%	23.62%	10.01%	29.60%	10.02%	0.53%	8.85%	16.32%	0.37%	0.68%

\* ブロイラー(特殊鶏)はすべて奈良県産

## イ 過去 10 年間の食鳥検査羽数

最近の傾向として、検査羽数はブロイラー及び成鶏ともに年々減少ぎみに推移していたが、平成 18 年度は成鶏の検査羽数が前年度より 12.4%増加。しかし、平成 19 年度は反対に 2%減少した。成鶏の入荷先は、本県をはじめほとんどが近畿方面であり、一部岡山県等からの入荷もあった。

年度 \ 種類	ブロイラー	成 鶏	計	備 考
10	40,379	811,125	851,504	
11	40,347	725,505	765,852	
12	36,920	605,782	642,702	
13	29,255	601,591	630,846	
14	25,828	540,685	566,513	
15	18,955	543,815	562,770	
16	16,341	558,609	574,950	
17	13,777	530,994	544,771	
18	12,445	597,061	609,506	
19	10,435	585,455	595,890	

## ウ 食鳥検査の結果に基づく処分状況

### (ア) ブロイラー

総処分羽数は 44 羽(全検査羽数の 0.4%)であり、処分状況は解体禁止が 32 羽(全検査羽数の 0.3%)であり、異常鶏の 72.7%を占めた。処分理由は、削瘦及び発育不良が解体禁止の 87.5%を占め、他にマレック病、放血不良等があった。

全部廃棄は 11 羽(全検査羽数の 0.1%)で、腫瘍、出血等であった。

一部廃棄は1羽で、腫瘍であった。

### (イ) 成鶏

総処分羽数は 9,079 羽(全検査羽数の 1.6%)で、処分状況は解体禁止が 1,650 羽(全検査羽数の 0.3%)であり、異常鶏の 18.2%を占めた。処分理由は、削瘦及び発育不良が解体禁止の 75.6%を占めた。

全部廃棄は 4,949 羽(全検査羽数の 0.8%)で、異常鶏の 54.5%を占め処分理由は、卵墜、卵秘に伴う腹腔内の炎症が 81.8%、腸管、卵管等腹腔内諸臓器の腫瘍が 16.3%、他には変性、水腫、出血等であった。

一部廃棄は 2,480 羽(全検査羽数の 0.4%)で、主に卵墜及び卵秘、変性であった。

検 査 羽 数		ブロイラー(大和肉鶏)			成 鶏		
		10,435			585,455		
595,890		解体 禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	解体 禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
処 分 実 羽 数		32	11	1	1,650	4,949	2,480
ウイルス病	鶏 痘						
	伝染性気管支炎						
	伝染性喉頭気管炎						
	ニューカッスル病						
	鶏白血病						
	封入体肝炎						
	マレック病	2	1				
	そ の 他						
細菌病	大腸菌症						
	伝染性コリーザ						
	サルモネラ症						
	ブドウ球菌症						
	そ の 他						
そ の 他	毒血症						
	膿毒症						
	敗血症						
	真菌症						
	原虫症 (トキソプラズマを除く)						
	トキソプラズマ症						
	寄生虫病						1
	変性				14	42	345
	尿酸塩沈着症						
	水腫				10	27	3
	腹水症						
	出血		1		2	14	55
	炎症				18	4,046	357
	萎縮						50
	腫瘍		9		4	805	38
	臓器の異常な形等						38
	異常体温						
	黄疸						
	外傷				2	4	11
	中毒諸症						
	削瘦及び発育不良	28			1,247		
	放血不良	2			352		
	湯漬過度						
そ の 他			1	1	11	2,002	
計		32	11	1	1,650	4,949	2,900

## エ 精密検査（微生物・病理）及びその検査結果について

### ア) 微生物検査

病原菌の保菌状況調査として、ブロイラー（特殊鶏）と県内産成鶏の総排泄口からのふき取り検査を実施し、サルモネラ、カンピロバクターの分離を試みた。

その検査結果は、ブロイラー（特殊鶏）81 検体中、サルモネラが 2 件(2.5%) 検出され、主に *S. Infantis* 等であった。カンピロバクターは 5 件(6.2%) 検出し、*C. jejuni* は 1 件であった。一方成鶏は 80 検体中、サルモネラが 13 件(16.3%) 検出され、主なものとして *S. Braenderup*、*S. Infantis*、*S. Agona*、*S. Enteritidis*、O18 群等であった。

カンピロバクターは 34 件(42.5%) 検出し、*C. jejuni* は 15 件だった。

### イ) 病理検査

解体所見で、病変の診断が困難なものについては病理組織検査を実施し、その解明に努めた。検査はブロイラー3 検体、成鶏1検体であった。ブロイラーはマレック病、成鶏はリンパ腫と診断した。

これらの検査結果については、生産者及び家畜保健衛生所へ情報還元し、生産段階における衛生対策に活用した。

## オ 食鳥処理場の衛生検査及び指導について

食鳥の処理工程（湯漬け水、脱羽後と体、水槽と体、まな板、かご等）や解体肉等の汚染状況について、毎月ふき取り検査を行い調査した。検査項目は一般細菌数、大腸菌群数、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、カンピロバクターで、総検査数は約 500 件であった。これらの検査結果を参考に衛生講習会の開催や衛生的な処理作業について指導した。

## カ 食鳥肉の残留有害物質モニタリング検査の実施

県内の認定小規模食鳥処理施設 2 ヶ所及び大規模食鳥処理施設 1 ヶ所から県内産ブロイラー及び成鶏の筋肉、肝臓、腎臓の計 8 検体収去し、抗生物質の検査を実施したが、いずれも陰性であった。

## キ 鳥インフルエンザ（スクリーニング）検査の実施

処理場に搬入された 1 ロットのうち、原因が特定できない高率な死亡、又は呼吸器症状、顔面、肉冠もしくは脚部の浮腫、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザの疑われる鶏の概ね 3%以上に確認された場合、鳥インフルエンザ簡易キットを使用し検査を実施した。

## ク その他食鳥検査員（日々雇用職員）会議の実施

日々雇用検査員と毎月 1 回(年 12 回)会議を実施。検査日の調整や検査員へ疾病情報を提供し、検査技術の向上に努めた。

## 2. 市場食品検査課

### (1) 監視指導

平成 19 年度の営業施設の監視指導件数は 2,371 件であった。通常の監視指導に加えて、「せり」前の食品の収去検査、営業施設等の監視指導を行うため、午前 4 時からの早朝勤務を 64 日（延人員 71 名）実施した。

業 種		施 設 数	実施延監視回数
許 可 業 種	飲 食 店 営 業	10	139
	喫 茶 店 営 業	5	13
	乳 類 販 売 業	8	24
	食 肉 処 理 業	1	24
	食 肉 販 売 業	4	89
	食 肉 製 品 製 造 業	1	21
	魚 介 類 販 売 業	46	874
	魚 介 類 せ り 売 り 業	2	173
	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	1	17
	食品の冷凍又は冷蔵業	1	1
	氷 雪 販 売 業	1	1
	そ う ざ い 製 造 業	14	283
	小 計	94	1,659
届 出 業 種	食 品 製 造 業	2	30
	野 菜 果 物 販 売 業	28	284
	そ う ざ い 販 売 業	2	11
	菓 子 販 売 業	2	34
	食品販売業（上記以外）	25	351
	器具容器包装販売業	4	2
小 計	63	712	
合 計	157	2,371	

### (2) 食品等の試験検査

平成 19 年度は 462 検体、5,305 項目の試験検査を実施した。

#### ア 収去検査

食品の収去検査は 263 検体、4,509 項目の試験検査を実施した。

県指導基準不適合の食品は 20 検体であり指導票による行政指導及び再検査を行った。

なお、残留農薬、食品添加物の一部、有害金属等の検査を 38 検体を県保健環境研究センターへ依頼した。

市場検査課 (別表ア-1)  
保健環境研究センター(別表ア-2)

(別表ア-1)

平成19年度収去検査数

市場食品検査課

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	検査項目																																	
				小計	微生物学的検査												小計	理化学的検査																			
					細菌数	大腸菌群	E.coli	E.coli 最確数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ	腸炎ビブリオ最確数	腸管出血性大腸菌 O157	腸管出血性大腸菌 O26	カンピロバクター	クロストリジウム属菌		恒温試験	無菌試験	ソルビン酸	デヒドロ酢酸	安息香酸	サツカリンナトリウム	二酸化イオウ	亜硝酸根	揮発性塩基窒素	トリメチルアミン	T.T.C	塩分濃度	その他							
鮮魚介類	14		106	89	13	13	13		13	11	10		8	8					17						9		8										
生食用鮮魚介類	34		170	170	34	34	34		34				34																								
生食用貝類	4		28	20	4	4	4		4				4						8							4	4										
生食用かき	11		66	44	11			11	11				11						22												11	11					
魚介加工品	18		92	92	18	18	18		18	13	3		2	2																							
魚肉ねり製品	4		28	16	4	4	4		4										12	4	4	4															
食肉	5		37	37	5	5	5		5	5			5	5	2																						
食肉製品	2		14	4		2									2				10	2	2	2	2		2												
冷凍食品	4		16	16	4	4	4		4																												
めん類	22		88	88	22	22	22		22																												
弁当																																					
そうざい	58		298	272	56	56	56		56	47	1								26	6	6	6	6	2													
漬物	8		52	36	8	8	8		8		4								16	4	4	4	4														
調味料	5		40	20	5	5	5		5										20	5	5	5	5														
野菜加工品	5		35	19	5	5	5		4										16	4	4	4		4													
菓子	8		60	32	8	8	8		7	1									28	7	7	7	7														
缶詰.瓶詰食品等	2		4	4															2	2																	
豆腐	12		48	48	12	12	12		12																												
卵・液卵	13		67	67	13	13	13		13	13					2																						
合計	229		1249	1074	222	213	211	11	220	90	18	49	15	15	4	2	2	2	175	32	32	32	24	15	2	12	4	11	11								

(別表ア-2)

平成 19 年度収去検査数

保健環境研究センター

食品分類	収去検体数	法令基準違反検体数	検査項目数合計	EDTA	過酸化水素	プロピレングリコール	イマザリル	オルトフェニルフェノール	ジフェニル	チアベンダゾール	BHA	BHT	酸価	過酸化物価	PCB	水銀	TBTO	カドミウム	銅	亜鉛	鉛	ヒ素	スズ	E. Coli	サルモネラ属菌	腸管出血性大腸菌 O157	抗生物質	残留農薬(116項目)	ノロウイルス	ターバシル	二酸化硫黄	
				鮮魚介類	8		8												8													
魚介加工品	2		4							2	2																					
菓子																																
果物	12		1,392																												1,392	
野菜	16		1,856																												1,856	
合計	38		3,260							2	2				8																3,248	

## イ 収去検査以外の検査

中央卸売市場内の営業施設の設備・器具等のふき取り検査を、199 検体(検査項目:796)について実施した。なお、検査の結果、まな板 13 検体、冷蔵庫取手 2 検体、製氷機 1 検体及びおたま 1 検体から黄色ブドウ球菌が検出され、一部施設について営業者及び従事者に対して食品の衛生的な取扱指導を行った。

### 平成19年度ふきとり検査結果

食品分類	検体数	合計	検査項目				
			細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ属菌	腸炎ビブリオ
器具等の拭取り	199	796	0	199	199	199	199

### (3) 違反食品、県指導基準不適合食品

収去検査等の結果、違反食品は認められなかった。県指導基準による不適合な食品は 20 件あり、当該食品事業者に対し、食品の衛生的な取扱及び衛生管理についての食品衛生監視指導票等を交付し指導した。このうち何種類かは、再検査でも不適合であったが最終的に県指導基準値以下になった。

#### 奈良県指導基準不適合

収去月日	品名	不適事項
5月29日	巻き寿司	一般細菌数オーバー
6月4日	マカロニサラダ	E.coli陽性・一般細菌数オーバー
6月4日	ひじき	E.coli陽性
6月4日	竹の子の煮物	E.coli陽性
6月4日	こうや豆腐の煮物	E.coli陽性
6月19日	ひじき	E.coli陽性・一般細菌数オーバー
6月19日	冷鮮スパサラダ	E.coli陽性
7月23日	ひじき	E.coli陽性
8月21日	切り干し大根	E.coli陽性・一般細菌数オーバー
8月21日	きんぴらカレー風味	E.coli陽性・一般細菌数オーバー
8月21日	高野豆腐	E.coli陽性・一般細菌数オーバー
8月27日	豆腐	大腸菌群陽性
9月18日	切り干し大根	一般細菌数オーバー
9月18日	高野豆腐	E.coli陽性
9月25日	丁稚ようかん	一般細菌数オーバー
10月29日	高野豆腐	一般細菌数オーバー
1月28日	焼きあなご	E.coli陽性・一般細菌数オーバー
3月10日	切り干し大根	一般細菌数オーバー
3月10日	スクランブルエッグ	黄色ブドウ球菌
3月10日	しめじみぞれ和え	一般細菌数オーバー



#### **(4) 苦情・相談**

平成 19 年度の苦情及び相談件数は 16 件であった。

その内訳は、食品の衛生管理に関する相談が 5 件、食品の表示に関する相談 2 件、異物の付着及び混入等の相談が 4 件、食品の変質及び異臭等の相談が 4 件、有症苦情の相談が 1 件であった。

#### **(5) その他**

##### **ア 貝毒情報による監視**

春先から下痢性または麻痺性の貝毒による毒化が見られるため、厚生労働省及び都道府県（主に、貝の生産地を有する県等）からの貝毒情報（麻痺性貝毒、下痢性貝毒が規制値を越えたための出荷自主規制措置状況）の提供があり、当該関係者を適宜指導した。平成 19 年度は、アサリ、アカガイ、ホタテガイ、トリガイ、シジミ、カキ等について 55 件の情報があった。

##### **イ 一斉取締等**

平成 19 年度食品・添加物等の夏期一斉取締（8 月 1 日～31 日）及び食品・添加物等の年末一斉取締（12 月 1 日～30 日）を実施した。夏期一斉取締は、8 月に食品衛生月間行事として、ポスターの貼付・配布に加え、食品衛生性について注意をうながす大型の横幕やのぼり旗を設置し、啓発推進に努めた。

##### **ウ 中央卸売市場食品衛生協会の支援**

食品関係従事者の検便及びレントゲン車での結核健康診断の実施に協力、食品衛生協会が配布する食品衛生関係のチラシ、資料の作製を支援した。

### Ⅲ 調査研究

#### 1 研究発表

年度別研究発表

年度	演題及び発表者名	発表者	学会名
10	食鳥処理場における微生物コントロール －軍手使用禁止の指導－	山中千恵子	全国食品衛生監視員研修会
10	食鳥処理場に搬入された成鶏のサルモネラ保菌状況	石田 充亮	近畿地区鶏病技術研修会
10	生食用かきの腸炎ビブリオ汚染	東條 幸一	奈良県衛生関係職員協議会研修会
11	食鳥処理場に搬入された成鶏のサルモネラ保菌状況	石田 充亮	日本獣医公衆衛生学会(近畿)
12	牛からの O157 以外の腸管出血性大腸菌の検出状況	井上 凡己	日本獣医公衆衛生学会(近畿)
12	鶏由来 <i>Campylobacter jejuni</i> の血清型別及び薬剤感受性	森永 浩二	日本獣医公衆衛生学会(近畿)
12	ニトリルゴム製手袋中のアクリロニトリル残留調査	中谷 英雄	全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会
13	鶏・牛・豚から分離される <i>Campylobacter</i> 属菌の分離状況	森永 浩二	日本獣医公衆衛生学会(近畿)
13	牛の悪性顆粒膜細胞腫の1例	堂上 文生	日本獣医公衆衛生学会(近畿)
15	食鳥の <i>Campylobacter</i> 及び <i>Salmonella</i> 保菌調査と生産現場へのフィードバック	森永 浩二	日本獣医公衆衛生学会(近畿)
15	皮膚型牛白血病の1例	堂上 文生	全国食肉衛生技術研修会衛生発表会
16	組織学的検査を実施した食品の苦情事例	長石 貞保	奈良県衛生関係職員協議会研修会
16	肝臓非腫瘍部にアミロイド変性を認めた牛の肝細胞癌	堂上 文生	全国食肉衛生検査所協議会近畿ブロック技術研修会
17	豚枝肉の微生物汚染実態調査について	光岡 恵子	奈良県衛生関係職員協議会研修会
18	牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査について	金井 洋子	近畿食品衛生監視員研修会

## 2 研修・講習会等への参加

年 月 日	名 称	場 所	参加人数	
			食 肉	市 場
平成 19 年 6 月 13 日	近畿地区市場食品衛生検査所協議会	神戸市		2
6 月 14 日	奈良県衛生関係職員協議会研修会	大和郡山市		1
7 月 3 日	全国食肉衛生検査所所長会議	那覇市	1	
8 月 29 日	近畿食品衛生監視員協議会研修会	大阪市		1
10 月 10 日	全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会・ 研修会	静岡市	1	
10 月 18・19 日	全国食品衛生監視員協議会研修会	東京都		1
10 月 30 日	全食協近畿ブロック会議及び技術研修会	神戸市	2	
11 月 8・9 日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会研修会	相模原市	1	
11 月 8・9 日	全国市場食品衛生検査所協議会全国大会	名古屋市		1
11 月 20・21 日	全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会・ 研修会	土浦市	1	
11 月 27-29 日	HACCPシステムに係る食品衛生監視員養成研 修会	大阪市		1
平成 20 年 1 月 11 日	全国自然毒中毒研修会	大阪市		2
1 月 20・21 日	全国食鳥肉衛生技術研修会	東京都	1	
1 月 23-25 日	全国食肉衛生技術研修会	東京都	1	
1 月 26-28 日	総合衛生管理製造過程承認施設に係る助言 等を行う食品衛生監視員の養成講習会	京都市		1

### 3 その他の事業

#### (1) 職員の安全衛生管理

職員は、業務上種々の疾病に感染する機会が多いので、有機溶剤取扱者の検診及び一般健康診断を実施している。

#### (2) 学術研究調査用の検体採取への協力

被検体採取依頼者	目的	検体	採取検体数
奈良県畜産技術センター	研究	牛卵巣	1,349 頭

#### (3) と畜関係者に対する衛生指導

##### ア 目的

衛生的で良質な食肉や副生物を生産し流通させることは非常に大切なことで、食肉流通センターの衛生対策の一環として次の事業を実施した。

##### イ 事業の内容

##### (ア) 奈良県食肉流通センターにおける食肉の衛生確保について

本センターに関係する機関及び団体に衛生上の重点留意事項をまとめて掲示あるいは配布。

##### (イ) 体表汚染牛の搬入防止に関する取り組み

と畜場施設もしくは製品(枝肉等)の重大な細菌感染源となる生体体表の糞便付着状況について、調査、集計を行った。また、その結果を、生産者、関係部局及び団体に還元して、清潔な牛を搬入するように要請した。

##### (ウ) 食肉衛生講習会の開催

と畜場関係業務に従事する者を対象とし、食肉衛生の向上に対して知識を深め、より関心を高めるため開催。

- ・ 講習会の内容： と畜場の衛生対策について

## IV 参考資料

### 1 条例・規則等

#### (1) 奈良県食品衛生検査所設置条例

平成二年三月三十日  
奈良県条例第二十二号

(設置)

第一条 と畜検査その他と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づく事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務並びにと畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく事務を分掌させるため、食品衛生検査所を設置する。

(名称等)

第二条 食品衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市	奈良市を除く県の全域

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二年規則第二三号で平成二年一二月六日から施行)

#### (2) 奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則

平成二年十二月五日  
奈良県規則第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する次の各号に掲げる事務を奈良県食品衛生検査所長に委任する。

一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号。以下この号において「法」という。)及びと畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号。以下この号において「令」という。)中次の事項を行うこと。

ア 法第五条第二項の規定により、獣畜の種類及び頭数を制限すること。

イ 法第十三条第一項第一号の規定による獣畜のとさつの届出を受理すること。

ウ 法第十三条第三項の規定により、とさつ又は解体の場所等を指示すること。

エ 法第十四条の規定により、獣畜の検査をすること。

オ 法第十六条の規定により、同条第一号から第三号までの措置をとること。

カ 法第十七条第一項の規定により、報告を徴し、又は職員に立ち入り、検査させること。

キ 令第四条第二号の規定によるとさつを許可すること。

ク 令第七条の規定により、申請書を受理すること。

ケ 令第九条の規定により、検印を押すこと。

- 二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下この号において「法」という。)中次の事項を行うこと。  
ア 法第十五条第一項から第三項までの規定により、食鳥の検査を行うこと。  
イ 法第二十条の規定により、同条各号に掲げる措置を採ること。  
ウ 法第十六条第二項の認定小規模食鳥処理業者以外の者に対し、法第三十七条第一項の規定により報告をさせ、又は法第三十八条第一項の規定により職員に立ち入り、検査させ、質問させ、若しくは収去させること。
- 三 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下この号において「法」という。)中と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における次の事項を行うこと。  
ア 法第二十八条第一項の規定により、報告を求め、職員に営業の場所等に臨検し、検査させ、又は収去させること。  
イ 法第三十条第二項の規定により、食品衛生監視員に監視指導を行わせること。  
ウ 法第五十四条の規定により、営業者又は職員に廃棄させ、その他営業者に対し必要な処置をとることを命じること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二年十二月六日から施行する。

(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

附 則(平成五年規則第五二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第一一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年八月二十九日から施行する。

附 則(平成一六年規則第三七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年二月二十七日から施行する。

### (3) 奈良県行政組織規則

昭和三十一年七月一日  
奈良県規則第二十六号

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、知事及び会計管理者の事務を処理させるための組織について必要な事項を定め、もつて行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

略

#### 第三章 出先その他の機関

(名称等)

第八条 出先その他の機関(大学及び県立病院を除く。以下同じ。)の名称、位置、管轄区域、所掌事務及びそれぞれを主管する課は、別表第一のとおりとする。

第九条 課(これに類するものを含む。以下同じ。)を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務は、別表第二のとおりとする。

略

別表第一(第八条関係)

出先その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び主管する課

名称	位置	管轄区域	所轄事務	主管課
奈良県食品衛生検査所	大和郡山市丹後庄町	奈良市を除く県の全域	一 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく事務 二 と畜場、食鳥処理場及び中央卸売市場における食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく事務	食品・生活安全課

別表第二(第九条関係)

課を置く出先その他の機関並びにその出先その他の機関に置く課の名称及び所掌事務

出先その他の機関名	部の名称	所轄事務	備考
奈良県食品衛生検査所	食肉検査課 市場食品検査課	食肉検査課 一 所内の庶務に関すること。 二 と畜検査及びと畜場の衛生に関すること。 三 食肉の衛生に関すること。 四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関すること。 五 その他他課の主管に属しないこと。 市場食品検査課 一 奈良県中央卸売市場(以下「市場」という。)内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関すること。 二 市場内の営業用施設及び市場内に取り扱う食品等の監視又は指導に関すること。 三 市場内の食品関係者の衛生指導に関すること。 四 その他市場内の食品衛生に関すること。	奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町(奈良県中央卸売市場内)とする

#### (4) 奈良県手数料条例

平成十二年三月三十日  
奈良県条例第三十三号

(徴収)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定による手数料は、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところにより徴収する。

(手数料の額等)

第二条 前条の手数料の額及び徴収の時期は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(減免)

第三条 知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

略

別表第一(第二条関係)

番号	名称	手数料額		徴収時期
二百四十三	と畜検査手数料	牛又は馬の場合	六百元	検査申請のとき
		とく、豚、綿羊又はやぎの場合	三百五十円	検査申請のとき
二百四十六	食鳥検査手数料	一羽につき四円		検査申請のとき
四百十二	証明手数料	五百円		証明申請のとき



## 2 奈良県食肉流通センターの概要

- (1) 所在地 奈良県大和郡山市丹後庄町 475-1
- (2) 設置者 財団法人奈良県食肉公社
- (3) 開場年月日 平成2年12月6日
- (4) 施設の概要
- ア 能力
    - 処理能力／日 大動物 50 頭 小動物 170 頭
    - 枝肉冷却・冷蔵能力 920 頭(豚換算)
    - 内蔵冷蔵庫 7.2トン(うち 4.2トンは冷凍)
    - 汚水処理能力 450 m<sup>3</sup>／日
    - 汚物焼却能力 1.5トン
  - イ 規模
    - 敷地面積 29,332 m<sup>2</sup>
    - 建物面積 5,198 m<sup>2</sup>
  - ウ 付属施設
    - 駐車場(兼調整池) 駐車能力 67 台
    - 多目的グラウンド(兼調整池) 9,278 m<sup>2</sup>
    - 用途:少年野球・ソフトボール・テニス・ゲートボール等
- (5) 業務概要
- ア 施設維持管理及び運営
    - 実施主体 財団法人奈良県食肉公社
  - イ 食肉市場業務
    - 開設者 財団法人奈良県食肉公社
    - 市場開設年月日 平成3年2月5日
    - 卸売業者 奈良食肉株式会社
    - 買受人 90人(平成17年7月現在)
    - 開場日 2日／週(火曜日及び木曜日)
  - ウ とさつ解体業務
    - 実施主体 奈良食肉株式会社
    - 実施日 5日／週(月曜日～金曜日)
  - エ 内臓処理業務
    - 実施主体 奈良畜産副生物株式会社
    - 実施日 5日／週(月曜日～金曜日)
  - オ 冷蔵保管業務
    - 実施主体 奈良食肉株式会社
    - 実施日 5日／週(月曜日～金曜日)

### 3 食鳥処理場の概要

名 称 株式会社鳥新  
所在地 天理市荒蒔町  
処理能力 105 万羽／年(成鶏および特殊鶏)

### 4 奈良県中央卸売市場の概要

- (1) 所在地 奈良県大和郡山市筒井町 957-1  
(2) 設置者 奈良県知事  
(3) 開場年月日 昭和 52 年 4 月 22 日  
(4) 施設の概要

#### ア 取扱高

青 果	野菜	年間	117,738 トン
	果実		41,795 トン
水産物	鮮魚		13,134 トン
	冷凍		3,659 トン
	塩干		11,571 トン

#### イ 主要施設の概要

敷地面積	151,258 m <sup>2</sup>	
《卸売場棟》	鉄筋コンクリート 2 階造	29,841 m <sup>2</sup>
卸売場	14,358 m <sup>2</sup>	
仲卸売場	8,373 m <sup>2</sup>	
買荷保管積込場	3,225 m <sup>2</sup>	
《冷蔵庫棟》	鉄筋コンクリート造	7,260 m <sup>2</sup>
冷蔵能力	5,821 トン	
《関連商品売場棟》	鉄筋コンクリート 2 階造	7,513 m <sup>2</sup>
《管理棟》	鉄筋コンクリート 3 階造	2,483 m <sup>2</sup>
《特高棟》	鉄筋コンクリート 2 階造	833 m <sup>2</sup>
《バナナ加工場》	鉄筋コンクリート平屋造	926 m <sup>2</sup>
《倉庫加工場》	鉄筋コンクリート 4 階造	平屋造
鉄骨造 1 棟	平屋造	2,490 m <sup>2</sup>
《駐車場》	約 2,000 台収容	49,000 m <sup>2</sup>

## 5 と畜に関する料金一覧表（1頭当たり）

項目		と畜場使用料		とさつ解体料	と畜検査手数料	
		規定	納付額		規定	納付額
牛	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	350	100
馬	1年以上	2,835	1,050	5,250	600	200
	1年未満	1,365	525	5,250	600	200
豚		1,365	525	840	350	100
めん羊		1,365	525	840	350	100
山羊		1,365	525	840	350	100
納付先		財団法人奈良県食肉公社		奈良食肉株式会社	奈良県食品衛生検査所	
根拠		と畜場法に基づく知事許可		と畜場法に基づく知事許可	奈良県手数料条例	

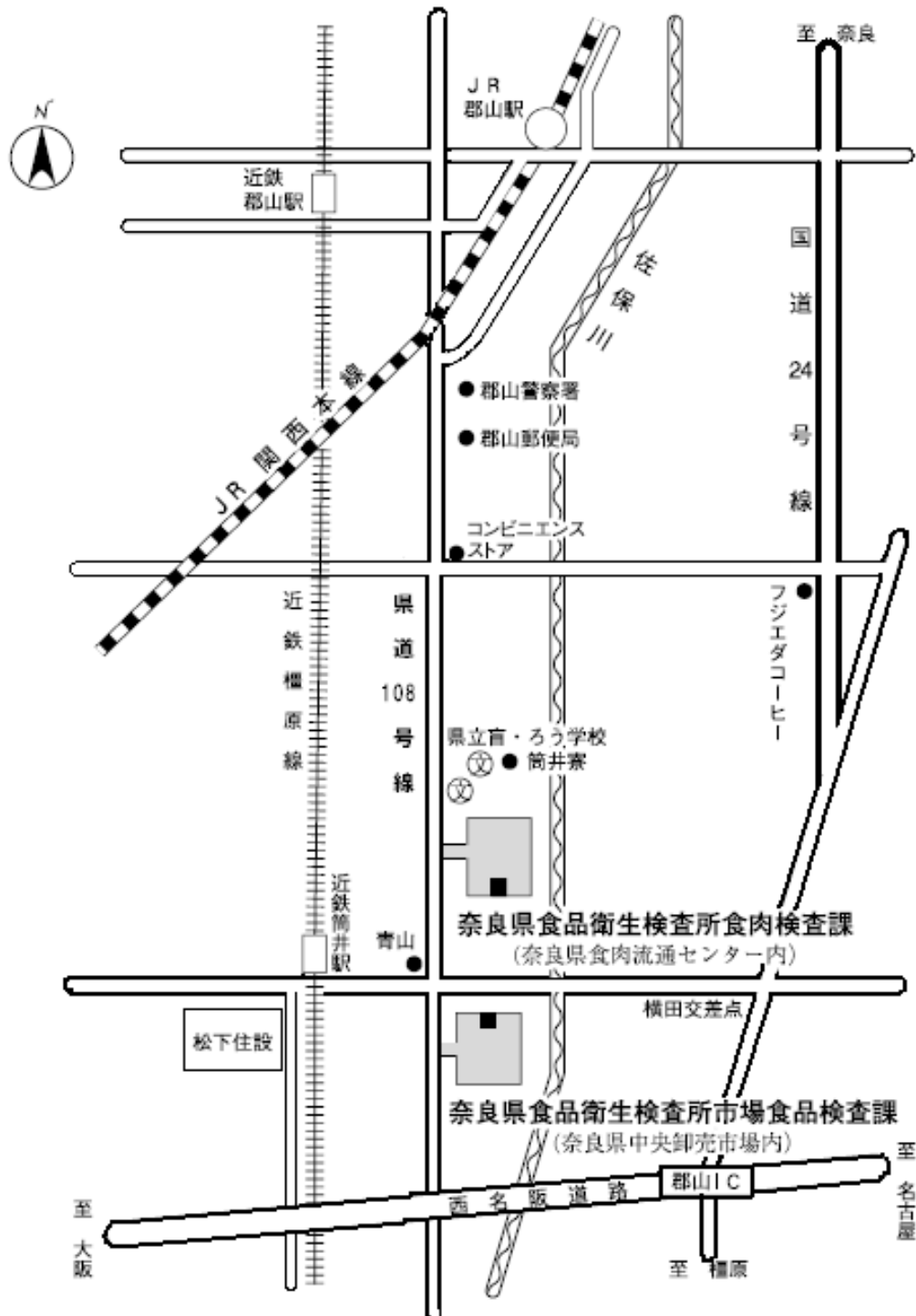
注：1 と畜場使用料およびと畜検査手数料は、諸般の事情により当分の間減額

2 料金は、奈良食肉株式会社が一括徴収

## 6 食鳥検査手数料

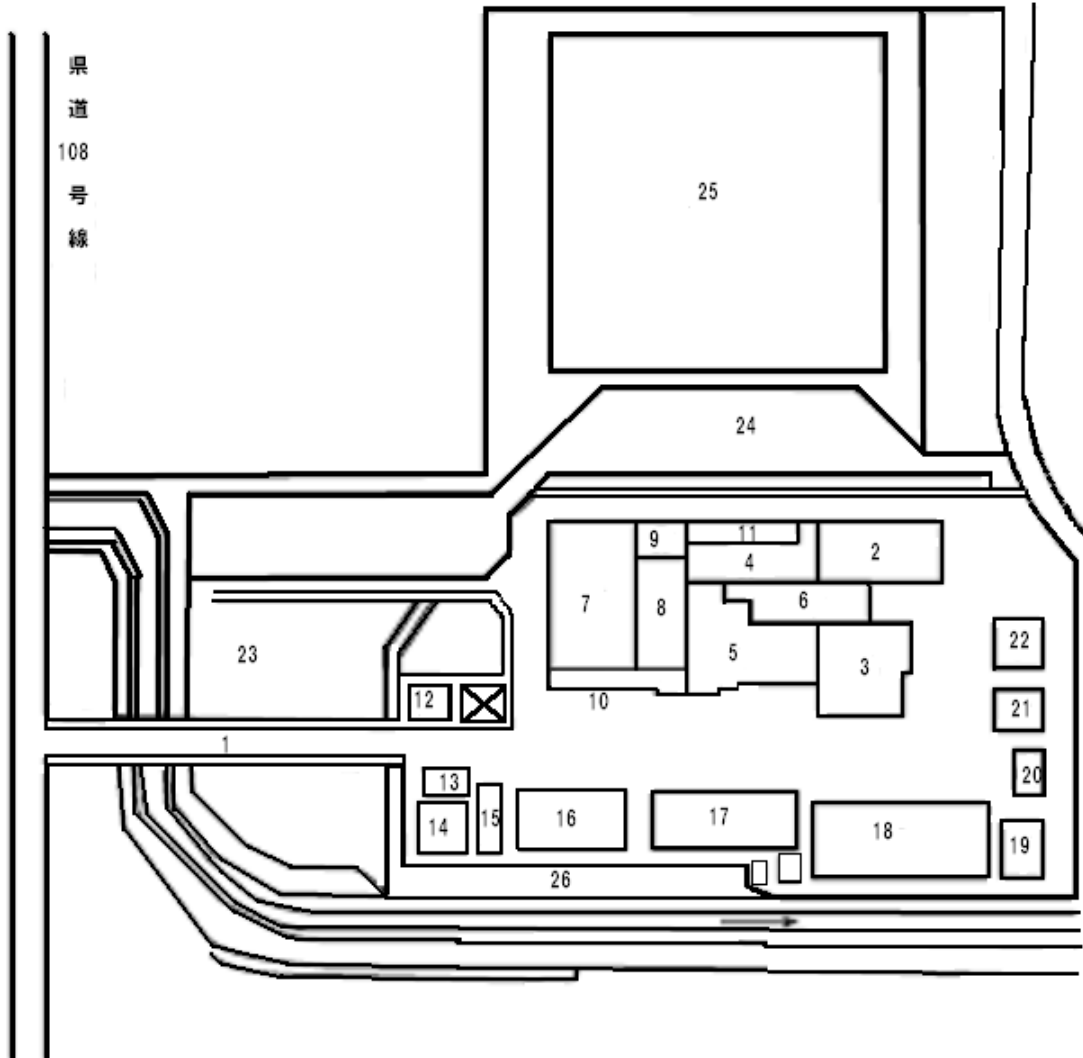
1羽当たり 4円

案内図



## 配置図

### 1 奈良県食肉流通センター



1 正面入り口	8 卸売場	15 ポンプ室	22 洗車場
2 大動物けい留所	9 部分肉処理室	<b>16 食品衛生検査所</b>	23 駐車場兼調整池
3 小動物けい留所	10 出荷プラットフォーム	17 管理棟	24 築山(緩衝緑地)
4 大動物解体室	11 機械室等	18 汚水処理棟	25 広場兼調整池
5 小動物解体室	12 守衛室	19 焼却炉棟	26 沈砂槽
6 内蔵処理室	13 濾過装置	20 車庫棟	
7 冷却冷蔵庫	14 受水槽	21 病畜棟	

## 2 奈良県中央卸売市場

